

「手話言語法」の制定を求める意見書

手話とは、音声ではなく手や指、体の動きや顔の表情を使って、意思疎通を行う視覚言語であり、独自の語彙や文法体系を持っている言語である。

音声が届く人たちの音声言語と同様に、音声が聞こえず、音声で意思疎通が出来ない人たちにとって、日常生活を営む上で、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。

2006年（平成18年）12月の国連総会で採択された障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。

我が国においても、2011年（平成23年）8月に障害者基本法が改正され、第3条で「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けている。

よって、国においては、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に示し、音声が聞こえない人たちにとっても、日常生活、職場、教育など、あらゆる場面で、手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、自由に手話を使用できる環境の整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月3日

衆議院議長	殿
参議院議長	殿
内閣総理大臣	殿
文部科学大臣	殿
厚生労働大臣	殿

静岡県藤枝市議会